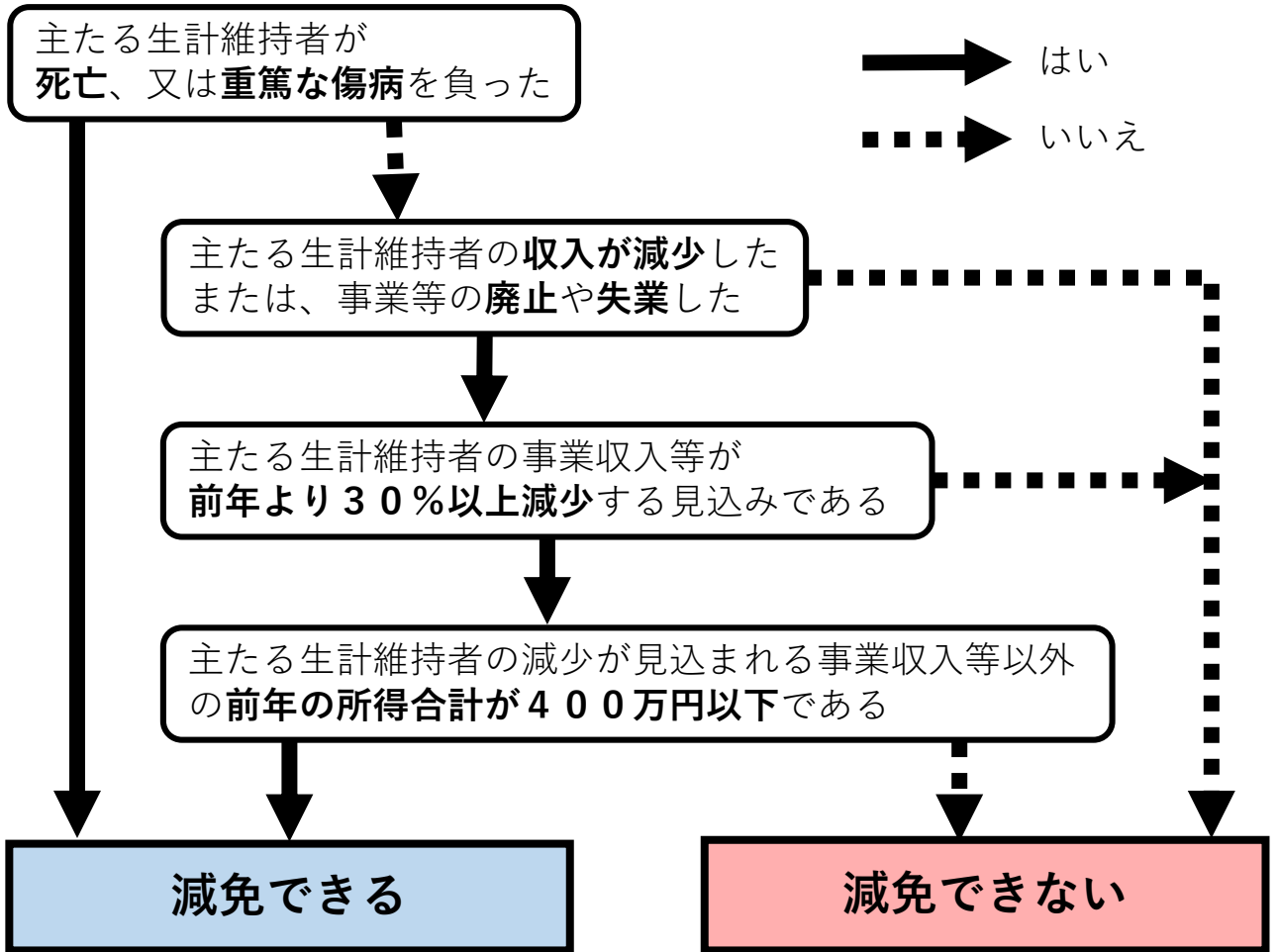


新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免チャート

四国中央市 介護保険課



減免額 = 対象保険料額 × $\frac{\text{減少が見込まれる事業収入等の前年所得}}{\text{前年の合計所得}}$ × **減額又は免除の割合**

減額又は免除の割合
前年の合計所得が
210万円を超える場合は80%
210万円以下の場合は100%

- ※ 重篤な傷病とは、1カ月以上の治療を有すると認められる場合を言う。
- ※ 主たる生計維持者とは、被保険者と同一世帯に属する主として生計を維持する者を言う。
- ※ 事業収入等とは、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の事を言う。
- ※ 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除。
- ※ 減免額は100円未満切り捨て。